

◎中間管理事業に対する評価

項 目	評 価 ・ 意 見 等
<p>○貸借の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地貸借についての全体的な評価 ・今年度の特徴的な取組 ・今後の課題と取組 	<p>○農地中間管理事業の令和元年度の実績は、借入面積が 624ha（計画比 125%）、貸付面積は 599ha（計画比 120%）で、計画目標を上回り、平成 26 年度の制度開始からの累積実績は、貸付ベースで 3,670ha となり、着実に増加している。</p> <p>○市町別では、白石町（325.8ha）や唐津市（71.6ha）、神崎市（52.8ha）などで多く、市町によって活用実績の差がある。今後、旧町村単位などきめ細かく公社事業の活用をめぐる課題等も引き続き検証していくことが大切である。</p> <p>○経営体別では、これまでの累計実績で見ると集落営農法人が 80%、個別農業経営体が 20%で、本県では集落営農法人が農地の受け皿の主体となっている点が特徴である。県内の集落営農法人 86 法人のうち 67%の 57 法人が農地中間管理事業を活用されている。白石町においては支所単位で組織された大規模法人による機構事業の利用が実績増につながっており、水田平坦地域における一つのモデルとして注目していきたい。</p> <p>○新規集積に向けての今後の掘り起こしや、公社事業を未活用の集落営農法人での要因や課題等についても法人組織の実態分析等を通して検証してみることも今後の事業推進を進める上で大切である。</p> <p>○今年度の取組の中で特に注目されるのは、次のような公社の中間保有機能を生かした新規就農者の農地確保に向けた取組や豪雨により被災した農業者の営農再開に向けた農地の借受・保全管理・農地利用の集約へ向けた取り組み、さらに新たな施設野菜団地の形成へ向けたの農地の中間保有の取組が具体化したことである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①白石町トレーニングファームの研修生の就農地(宅地と近接した)を確保するための、約 1.3ha の利用権設定 ②令和元年 8 月豪雨災害により油流出被害のあった大町町福母地区において、被災した地域の 42ha を機構が借り受け管理し、営農再開等に合わせた農地の集積・集約化へ向けた取組 ③大町町でのキュウリハウス団地約 1.3ha についても中間保有を実施し令和 2 年 6 月から施設園芸団地の形成に取り組むこととなっている。 ④これまでも一部の果樹産地において公社事業を活用した先駆的な取り組みも進んでおり、今後、さらに農地基盤整備事業と連携した中間管理事業の推進などにより野菜・果樹団地の再編・強化に寄与するものと思われる。 <p>○佐賀県の令和 2 年 3 月末現在暫定値での担い手への農地集積率は 71.5%(全国は算定中)となっており、前年の 71.3%から 0.2%増となっている。市町別に集積率の分布をみると、80%以上が 8 市町、60～80%未満が 5 市町、40～60%未満が 4 市町、40%未満が 3 市町で、市町間の格差が大きい。特に集積率の低い市町は、中山間地域の条件不利地域や担い手不足等から集落営農組織が未組織な地域、更には果樹産地を有する地域が多い。</p> <p>○「中山間地域農業・農村プロジェクト」や「それぞれの中山間チャレ</p>

	<p>ンジ事業」等と連携して、担い手の育成と農地集積・集約化の取組を 図っているが、話し合いに時間を要している。また、樹園地等の農地流動 化計画書を策定し、担い手への段階的な農地集積を進めているが、今年 度策定した地域はなかった。引き続き事業承継も含めて、取組を推進す る必要がある。</p> <p>○農地流動化が個別経営や地域営農の実質的な経営充実や農地の持続的 な維持継承につながるよう、それぞれの市町・地域で「人・農地プラン」 の実質化に向けた取組みをさらに強化することが大切である。 江北町、県、公社などによる担い手間の農地交換に取り組む「佐賀段 階 担い手プロジェクト」による耕作農地の地図化、交換候補農地の 選定、農地の将来の担い手の検討と合意形成の手法、及び「人・農地 プラン」の実質化に向けた関係機関の連携した機能分担の在り方は他 地域でのモデルの一つとして非常に高く評価される。</p> <p>○機構法施行の5年後見直し及び農地利用集積円滑化事業の統合同体化 についての周知が図られているものの、貸借手続きの迅速化や円滑化 事業の一括継承については、様々な地域的課題もあり全体的に十分に 進捗していない。</p> <p>○日ごろから地域の農業振興方向と課題等について農業者、市町・農業 委員会、JA、県、公社など関係機関が情報を共有し、役割分担を發揮 しながら一体的に取り組んでいくことが「人・農地プラン」の実質化 と地域農業の持続的発展につながるものと期待されており、プランの 更なる充実に向けて、関係機関の連携に加え、地域のリーダーや若手も 話し合いに参加していくなどの工夫も必要である。</p>
<p>○推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な考え方 ・ 事業の普及・啓発 ・ 市町等との連携 	<p>○平成30年度から農業公社の駐在員をJAからつ、JAさが（鹿島）に配 置している。集落問題等の課題の抽出や地域コミュニケーションが重 要であることから、市町・ JA等関係者との連携をより密にして、今後も必要に応じて地域駐在 員の配置などにも取り組みながら事業に当たっていく必要がある。</p> <p>○新たに導入した農地管理支援システムの運用管理を行う職員を雇用す るなど業務効率化のための推進体制の強化が図られている。</p> <p>○農地中間管理事業5年後見直し及び円滑化事業の統合同体化につい ての周知チラシ等の作成、配布に取り組んでいるが、今後は例えば新聞広告 に合わせて優良事例の情報をマスコミに提供するなど新たな工夫も必 要であると思われる。</p> <p>○公社では、事業の普及・啓発に努めており、事業の周知や、地域の担 い手との意見交換等に継続的に取り組むことは今後とも必要と考えら れる。</p> <p>○担い手等が参加する各種研修会、大規模農家等との意見交換会等に積 極的に参画することで、事業推進が図られている。</p> <p>○江北町で農地の集約化が地域的な広がりをもってスムーズに進められ ているが、その要因の一つに個別担い手の組織があり、日ごろから農地 利用を巡る課題や地域農業の将来方向等についての情報の交換・共有 があげられる。他地区でも大いに参考になる取り組みである。</p> <p>○市町農業委員会、農業委員・最適化推進委員の研修会等へ参画し、活 用推進に努めているが、更に連携強化を図る必要があると考えられる。</p> <p>○中間管理事業5年後見直しの制度改正の周知及びスケジュール等の事</p>

・地域に即した推進

務手続きについては、市町・市町農業委員会等と事前に意見交換をすることで関係機関との調整を図っており、連携が図られている。

- J Aが実施する農地利用集積円滑化事業との統合一体化等に係る手続きについて、関係機関と調整を図りながら円滑な移行になるよう取組んだものの、協議の結果、概ね一括承継ではなく通常の更替手続きで移行することとなり、各地区異なった対応となった。公社では、J Aの農地利用円滑化事業で契約終期を迎えるものから、協議の整ったものについて、中間管理事業への移行を進めているが、引き続き制度の周知を行うとともに、J Aとの連携を強化しながら取り組んでいく必要があると考えられる。

なお、白石地区では、J Aと町、農業公社3者連携して、定例日を受けて、手続きを進めており、新規の相談もあるなど、波及効果が期待できる。

- 「公社事業を活用してよかった、あるいは改善した具体的な事例」等を農家サイドに直接届けることが必要であり、そうした活動を市町が主導していくような仕掛けが必要ではないか。

今後とも公社・市町・J A等が連携しながら、農地の集積・集約を通じて、担い手の安定的な農業経営確立を推進する取組をすすめていく必要がある。

- 人・農地プランの実質化に向けた工程表や既に実質化されていると判断できる人・農地プランの区域が20市町で公表されている。佐賀市平垣地区や白石町、江北町等は、既に実質化されていると判断されており、それ以外の地区については、実質化をすすめている。

今後、市町等と連携して人・農地プランの進捗状況に応じて農地の利用集積・集約化を推進していく必要がある。

- 担い手間の農地交換による集約化を2年間で集中的に進めるため、令和元年度江北町をモデル地区として県、町、公社で取組んだ結果、関係する担い手10名と5.7ha農地の利用権移転手続きに取り組んでいる。令和2年度、県内の他市町へ横展開を図るため、ベースとなる中間管理事業活用面積の拡大を取り組みながら、引続き関係機関と連携し取り組んでいく必要がある。

- 県等の「中山間地域農業・農村プロジェクト」や「それぞれの中山間チャレンジ事業」等と連携して、担い手の育成と農地集積・集約化の取組を図るが、担い手不足等から話し合いに時間を要している。また、樹園地等の農地流動化計画書を策定し、担い手への段階的な農地集積を進めているが、今年度策定した地域はなかった。引き続き事業承継も含めて、取組を推進する。

- 農地耕作条件改善事業は、中間管理事業の重点実施区域への指定等が当該事業の採択要件となっており、市町・土地改良区等と協議を実施している。

また、機構関連農地整備事業等の基盤整備事業についても関係機関と連携した普及推進に取り組んでいる。

- 新規就農者等の育成や担い手の規模拡大等の取組を推進するため、市町の農業施策や県の果樹経営対策等と連携し、一定の要件を満たすものについては、中間保有制度を活用し、優良農地を事前に確保し、中間保有した上でその後担い手に継承する方法を用いており、大町町、白石町で取り組みが進んでいる。

- 令和元年度実績の約7割、事業累計実績の約8割を占める集落営農組

織の法人等の動きと連動した重点的な推進をしている。集落営農法人については、地域の農業条件に応じて多様な組織運営が見られるが、今後、集落営農法人の経営内容・組織運営などを各地域で点検しながら、組織の充実・発展に向けて取り組んでいくことが大切である。

- J A支所や共乾単位での統合的な法人設立の機運がある地域への広域法人化の推進や、法人集積のなかなか進まない集落家農法人に対する阻害要因分析・解決策の検討や、市町単位の個別大規模農家の組織づくりなどについて、市町・J A・農林事務所・普及センターなど地域戦略会議へさらに積極的に参画するとともに、これまで以上に計画的にスケジュール管理などにつとめながら事業を進めていく必要がある。